

企画競争説明書

（QCBS方式）

業務名称：ベトナム国ダナン市における持続的で強靱な都市開発に関する情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00965

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、プロポーザル等提出期限までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年1月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2021年1月13日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国ダナン市における持続的で強靱な都市開発に関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 田中 圭介 Tanaka.Keisuke@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア大洋州部 東南アジア第三課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年1月27日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者
アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と
してお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月12日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積もりのある場合、別見積もり書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。

- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。
(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100 + 80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80 : 20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ（PDF）にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年 3月8日（月） 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ（PDF）で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月15日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、その

ような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

ダナン市（人口約100万人（JICA、2014））はベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）中部地域最大の都市であり、同国の中央直轄市のひとつである。同市はベトナム中部の主要港であるダナン港を有している。ダナン港は、メコン東西回廊の東端にあり、ダナン市からラオス、タイ、ミャンマーへと続くメコン地域の物流拠点として期待されている。また、ベトナム商工会議所（VCCI）及び米国国際開発庁（USAID）が発表した2019年の各省・市競争力指数（PCI）ランキングによれば、ダナン市は全国第5位とホーチミン市（14位）、ハノイ市（9位）より上位に位置し、国内有数のビジネス環境を有する。加えて、ダナン市から100km圏内にはUNESCO世界遺産であるフエ要塞都市、ホイアン古都、ミーソン遺跡が点在し、美しい砂浜や山間地等、豊かな自然が都市近郊にある東南アジアでも有数の観光資源を有する都市である。2011年にはベトナムで唯一、「ASEAN環境持続開発都市賞」を受賞するなど、持続的な都市開発を目指している。

以上の通り、ダナン市はベトナム有数の物流拠点であり、優れたビジネス環境、自然・都市環境を有するが、経済活動の規模は経済の中心地であるホーチミンや首都ハノイに大きく後れを取っている。ベトナム政府としても、ダナン市は中央直轄都市のひとつとして、中部重点経済圏全体の成長を牽引する存在とみなしており、ベトナム中部地域及び南北一体的な持続的発展の為に、ダナン市の更なる成長が重要である。

現在ダナン市は、ベトナムの計画法に基づき、ダナン市の次期（2021年ー2030年）開発計画の基となる、統合マスタープラン及び都市開発マスタープランを策定中である。統合マスタープランは、同市の今後の経済社会発展の方向性を示す基本文書となり、右文書内では、今後達成すべき社会・経済指標等を踏まえた優先プロジェクトが選定される予定である。

かかる状況をふまえ、ダナン市の更なる持続的な発展に貢献すべく、統合マスタープラン策定プロセスにおける、優先プロジェクト選定の側面支援及び選定された優先プロジェクトのうち、ODAによる実施が期待される事業に関する情報整理・提案を行うことを目的に本調査を実施する。

2. 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

ダナン市の更なる持続的な発展に貢献すべく、上記1記載の統合マスタープラン策定プロセスにおける、優先プロジェクト選定の側面支援及び選定された優先プロジェクトのうち、ODAによる実施が期待される事業に関する情報整理・提案を行うことを目的に本調査を実施する。

（2）調査対象地域

ダナン市

(3) ベトナム側関係機関

ダナン市人民委員会、ダナン市計画投資局、ダナン市交通局等

3. 調査実施の留意事項

(1) 本調査の実施体制

本調査は、ベトナム政府からの要請に基づく調査ではないため、ベトナム側からの便宜供与は想定しておらず、ベトナム側の本調査に係る専任体制はない。一方で本件は調査で想定するベトナム側関係機関は上記2. (3) のとおり複数にまたがる。調査を実施するにあたりベトナム側の意向をヒアリングし、調査結果に繋げる必要があること、法制度や既存の計画等の情報をベトナム側から入手する必要があることから、適宜、必要な機関とコミュニケーションをとり、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートなどのタイミングでベトナム側の必要な関係機関（ダナン市人民委員会、ダナン市計画投資局、ダナン市交通局等を想定）に対し報告を行うこと。

なお、アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICA から関係機関へレターを发出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、前広に JICA に相談し、支援を依頼すること。

(2) JICA との情報共有

調査計画の策定、調査実施、ベトナム側との調整内容については JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第三課、ベトナム事務所）と事前に十分情報共有し、協議の上進めること。

(3) JICA のこれまでの協力内容も踏まえた調査の実施・検討

JICA はダナン市において 2008 年～2011 年に「ダナン市都市開発マスタープラン調査」、2014 年～2015 年に「ダナン市における持続的・統合的な都市開発に係る情報収集・確認調査」を実施。ベトナム全土の運輸交通セクターにおいては、1999 年～2000 年に「ベトナム国運輸交通開発戦略調査」、2007 年～2010 年には「ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」を実施。以下 (7) にも記載する防災分野においては、2017 年～2018 年には「ベトナム国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」を実施。現在は「持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査」、「ダナン市リエンチュウ港開発に係る情報収集・確認調査」を実施中。右調査等で示された、ダナン市及び運輸交通、防災等の開発の方向性も踏まえつつ、今回の調査を通じた優先プロジェクトの整理・提案・検討を行う。

(4) ダナン市の各種開発を踏まえた検討

上記 1. に記載の通り、現在ダナン市は統合マスタープラン、都市開発マスタープランを策定中である。統合マスタープランは 2021 年中のドラフト完成・首相提出を目指し、コンサルタント備上の手続き中であり、都市開発マスタープランについては、現在、ドラフトが完成し首相承認の手続き中である。本調査は、ダナン市統合マスタープランに含める優先プロジェクトを検

討する為に情報の整理・提案を行うことを想定している。よって、先行して策定中の都市開発計画の内容をレビューし、同計画とも整合性を持たせた情報の整理・提案を行うこととする。

(5) 優先プロジェクトのうち ODA での協力可能性のある事業の選定

上記(4)で検討する優先プロジェクトの内、ODA(特に円借款を想定。付随する技術協力等のニーズがある場合は併せて必要情報を収集・整理する。)で協力の可能性があるプロジェクトについて、今後の案件化検討に際し、実施する協力準備調査の基礎となる情報(ベトナムやダナン市における事業の位置づけや課題、潜在的な事業概要や概算費用、期待される効果など)を調査・整理する。対象とするプロジェクトは2件を想定する。(2件を想定するが、対象事業の既存情報、ベトナム側での検討進捗の状況、本調査による追加情報収集、検討、提案に要するリソース等を踏まえ、2件以上の検討が可能な場合は、対象プロジェクトを増やすことも可能。ただし、対象事業追加による M/M 及び契約金額の増額は想定しない。)なお、上記、統合マスタープラン策定プロセスにおける優先プロジェクトの整理は全セクターを含むが、ODA 案件化の具体的検討は主に都市計画、交通分野を想定する。また、ダナン市は現在ベトナム国鉄南北線の鉄道駅移設事業に関連し、既存鉄道駅跡地再開発に付随する周辺道路の整備に ODA を活用することも検討している。そのため、ダナン市意向を踏まえ、上記で対象とする2件のうち1件は同内容を調査・検討することを想定する。

(6) 本邦技術活用の検討

ODA での協力を検討する事業については、本邦技術の活用可能性についても検討を行う。

(7) 災害、パンデミック等に強靱な都市づくりの観点からの検討

ダナン市は台風常襲地帯の中部地域に位置する。加えて、2020年6月にはダナン市を発生源として、COVID-19の市中感染が発生した。上記都市計画、交通分野における ODA プロジェクトの検討においては、災害およびパンデミックに強靱な都市づくりへの貢献の観点から、適応可能な技術やコンセプトの導入検討も行う。(具体例としては、ASEAN 域内の拠点研究機関などの施設を将来的にダナン市が誘致する可能性等も考慮しつつ、歩行者が十分な距離を保てる歩道整備、災害やパンデミック時に避難、隔離、検査等に使用できる公共スペース、遊水地機能を有する公共スペースの設置等。加えて、Mobility as a Service (MaaS) を活用した防災など、従来の災害等の対策に加えた、ICT を活用した対策等の検討なども考えられる。ただしこれらはあくまで一例であり、各国事例等を踏まえ、ダナン市で適応可能な提案が受注者よりなされることを想定する。)また、パンデミック等の観点では、COVID-19の影響による、都市交通の利用者数の減少、人々の行動パターンの変容(在宅の推進等)も踏まえた検討・提案を行う。

(8) スマート技術活用、スマートシティ実現の観点からの検討、提案

ダナンはアセアンスマートシティネットワーク*の26都市のうち、パイロット都市としても有望と考えられる。特に以下4.(6)(7)においては、ス

マート技術活用の可能性やダナン市が持続的な経済発展を遂げ、アセアンを代表するスマートシティとなるべく、必要、望ましいと考えられる、対象事業の開発コンセプト及びODAによる支援の可能性の検討、提案を行う。

*2018年に開始された、ASEANの各都市のスマートシティ促進を目的としたASEANの取組。ASEAN10カ国から26都市が選ばれ、民間企業・諸外国との連携を通じたプロジェクトの推進が目指されている。ベトナムからはハノイ、ホーチミン、ダナンが選出。

(9) 現地調査

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、²ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。

4. 調査の内容

以下を目安として、より効果的・効率的な方法がある場合は提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

① 関連資料・情報の収集分析

既存調査、関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。世界銀行のDanang Sustainable City Development Project等、他ドナー等が作成した資料を適宜収集し上記検討に活用する。また、詳細な調査にて収集が必要となる資料、情報、データをリストアップ。

② インセプション・レポートの作成

上記結果をとりまとめてインセプション・レポートを作成する。

③ インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートをJICA及び関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) ダナン市都市開発に関連する各種計画のレビュー

① ダナン市の都市開発に関する各種計画のレビュー、ベトナムの計画法とダナン市マスタープランの相関関係を整理する。現在ダナン市が策定中の都市開発計画の最新の内容、手続きの状況把握。

② ダナン市の広域的な位置付けに係る上位計画のレビュー。および相関関係の把握。

③ 都市開発計画策定後の都市開発に関連する、セクターレベルでのマスタープラン等の計画策定方針のヒアリング。

²ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案してください。

(1) 特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。

(2) ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（第3章「3. 業務従事者の条件」参照）。

(3) ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

- ④ 具体的に実施が検討されている大型案件(インフラ・都市開発)の計画レビュー
※上記情報は報告書において体系的に図等を活用してわかりやすく情報を取りまとめることを想定する。

(3) ダナン市の都市開発に関連する既存調査、プロジェクトのレビュー、情報収集

- ① JICA が実施した既存調査・プロジェクトの報告書レビュー。「ダナン市都市開発マスタープラン調査」、「ダナン市における持続的・統合的な都市開発に係る情報収集・確認調査」、「ダナン市都市交通改善プロジェクト」「ベトナム国運輸交通開発戦略調査 (National Transport Strategy Study for the Socialist Republic of Vietnam: VITRANSS) (1999 - 2000 年)」、「ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査 (The Comprehensive Study on the Sustainable Development of Transport System in Vietnam: VITRANSS2) (2007-2010 年)」等。その他、JICA が実施した本調査に資する関連調査を参照の上、レビューを行う。
- ② ダナン市が実施している都市開発に関するインフラ整備等の実施状況の把握。過去に策定した都市開発計画と実際のインフラ整備状況の乖離の確認。
- ③ 他国、他ドナーのダナン市における都市開発に関する支援の取り組みの把握。(上記 1. (1.) ③等)
- ④ ダナン市における地域・国際拠点となりうる研究施設等の誘致計画等の有無の把握。

(4) 統合マスタープラン策定プロセスにおける優先プロジェクトの選定に関する情報整理及びダナン市への提案

- ① ダナン市のインフラ事業にかかる基礎的事項の整理
推進体制、組織、財源、事業実施手法、運営体制、PPP に関する施策、防災やパンデミックへの対策体制等
- ② 優先プロジェクトの整理
 - (ア) プロジェクトロングリストの作成
 - (イ) 優先プロジェクトの評価方法および基準の検討(ダナン市歳入、社会経済指標、セクター、事業規模、住民移転規模、事業手法、優先度・緊急度、検討熟度等の観点を想定も受注者による提案を想定。)
 - (ウ) 優先プロジェクトの基礎情報の収集及び(イ)に基づく評価の実施
 - (エ) (ウ)を踏まえた優先プロジェクトの順位付けのダナン市への提案、確認
 - (オ) (エ)のうち、ODA 実施可能性のあるプロジェクトの選定、ダナン市の意向確認

(5) インテリム・レポート

(1) ~ (4) までの調査結果をインテリム・レポートにまとめ、今後の調査方針につき必要に応じカウンターパート機関および JICA と協議し見直しを行う。

(6) (4) で選定した ODA で実施する可能性のあるプロジェクト（既存駅跡地開発）の調査

※3. (5) の通り、ODA で実施する可能性のあるプロジェクトのうち、1 件はダナン市意向を踏まえ、既存駅跡地開発を対象とすることを想定。

- ① ダナン市の都市計画、交通に係る政策、整備計画、課題の整理
 - (ア) 法制度、整備方針
 - (イ) 社会経済や産業の動向
 - (ウ) ダナン市開発、発展における新駅および既存鉄道駅エリアの位置づけ整理
 - (エ) ダナン市の現在の交通状況、交通結節上の課題、インフラ整備状況、周辺開発状況踏まえた課題の整理
 - (オ) 気象災害やパンデミック発生時の対応計画や都市計画、交通上の課題整理
- ② 鉄道駅移設及び既存駅跡地開発に関するダナン市の検討状況整理
 - (ア) 新駅移設場所、線路アラインメント
 - (イ) 駅新設に伴う公共交通志向型開発（TOD）の計画、方針の検討状況
 - (ウ) 駅中、駅前を含めた新駅及び周辺環境の開発方針、新駅と市街地の公共交通・道路ネットワーク整備方針
 - (エ) 既存駅跡地の再開発方針
 - (オ) 環境社会配慮の対応状況、土地取得状況
 - (カ) 事業の実施スキーム方針
 - (キ) 事業費
 - (ク) 駅移設、既存駅跡地開発に関する法的制限有無
 - (ケ) 運輸交通省、ベトナム鉄道総公社との調整状況、実施体制（官部分含む）
 - (コ) 事業の承認プロセスと承認状況、想定実施スケジュール
- ③ 上記を踏まえた、既存駅跡地開発の検討・提案
 - (ア) 開発コンセプト検討、提案。5. 調査方針 (5) の通り、災害、パンデミック対応時を想定した、公共オープンスペースの確保、十分な歩道の確保、洪水・浸水対策等の検討も含む。
 - (イ) 事業実施における実施スキーム（越側自己資金、ODA、PPP、民間資金等）の比較、整理
 - (ウ) 官民の適切な費用分担の検討
- ④ 既存駅跡地開発における日本による ODA 事業の検討・提案
 - (ア) ③の全体コンセプトを踏まえた、ODA による協力概要コンセプト
 - (イ) 事業費概算
 - (ウ) 事業実施スケジュール
 - (エ) 本邦技術やスマート技術の適応可能性検討。災害、パンデミック対策に貢献する技術、コンセプト。
 - (オ) 事業実施に伴う開発効果の検討（市内渋滞緩和、再開発に伴う経済効果、実施による交通分担率の変化、気候変動対策への貢献（CO2 削減量概算など）、防災、パンデミック対応等）

- (7) (4) を踏まえた、ODA での実施可能性のあるプロジェクト（都市計画、都市交通）の調査
- ① ダナン市の都市計画、交通に係る政策、整備計画、課題の整理
 - (ア) 法制度、整備方針
 - (イ) 実施中事業
 - (ウ) 現状課題
 - (エ) 社会経済や産業の動向
 - (オ) 交通状況、インフラ整備状況、周辺開発状況踏まえた課題の整理
 - (カ) ダナン市開発、発展における当該プロジェクトの位置づけ
 - (キ) 気象災害やパンデミック発生時の対応計画や都市計画、交通上の課題整理
 - ② 当該プロジェクトのダナン市の検討状況
 - (ア) 事業概要
 - (イ) 環境社会配慮の対応状況、土地取得状況
 - (ウ) 実施スキーム方針
 - (エ) 事業費
 - (オ) 事業の承認プロセスと承認状況、想定実施スケジュール
 - ③ 上記も踏まえた事業実施コンセプトの検討・提案
 - (ア) 開発コンセプト検討。3. (7) の通り、災害、パンデミック対応時を想定した検討も行う。
 - (イ) 事業実施体制
 - (ウ) 実施スキーム（越側自己資金、ODA、PPP、民間資金等）の比較、整理
 - (エ) 官民の適切な費用分担の検討
 - ④ 日本による ODA 事業の検討・提案
 - (ア) ③の事業実施コンセプトを踏まえた、ODA による協力概要コンセプト
 - (イ) 事業費概算
 - (ウ) 本邦技術やスマート技術の適応可能性検討。災害、パンデミック対策に貢献する技術、コンセプト。
 - (エ) 事業実施スケジュール
 - (オ) 事業実施に伴う開発効果の検討（市内渋滞緩和、再開発に伴う経済効果、実施による交通分担率の変化、気候変動対策への貢献（CO2削減量概算など）、防災、パンデミック対応等）
- (8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・JICA との協議
ドラフト・ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む。）案を作成し、JICA に提出する。JICA のコメントに基づき修正を行い、ダナン市に対して説明を行う。
- (9) ファイナル・レポートの作成
ドラフト・ファイナル・レポートのプレゼンテーションに対する JICA およびベトナム側のコメントを踏まえ、ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む。）を作成し、JICA に提出する。JICA のコメントに基づき修正

を行い、ベトナム側に対し最終プレゼンテーションを実施し賛同を得る。右を踏まえ、必要な修正を行った上でファイナル・レポートを JICA に提出する。

5. 報告書等

(1) 調査報告書

① インセプション・レポート (IC/R)

- 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- 提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
- 部数：和文、英文、越文（製本不要。電子データ可。）
- 電子データ：上記報告書の PDF

② インテリム・レポート (IT/R)

- 記載事項：上記 4. (5) に記載の内容
- 提出時期：調査開始後 4 か月以内目途
- 部数：和文 4 部、英文 8 部、越文 8 部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- 電子データ：上記報告書の PDF

③ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- 記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
- 提出時期：調査開始後 7 か月以内
- 部数：和文 4 部、英文 8 部、越文 8 部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- 電子データ：上記報告書の PDF

④ ファイナル・レポート (F/R)

- 記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
- 提出時期：調査開始後 9 か月以内
- 部数：和文 6 部、英文 10 部、越文 10 部（全て製本）
- 電子データ：CD-R4 部

なお、ファイナル・レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

(2) その他の提出物

① デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については JICA に帰属するものとする。発注者は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：CD-R 1 枚（jpeg ファイル形式）

② 収集資料デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、発注者に提出する。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：CD-R 1 枚

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の背景・経緯・実施方法
- (2) ダナン市の概要、行政、財政、他制度の状況
- (3) 都市開発に関する法制度、方針、実施体制
- (4) ダナン市の都市開発の計画（統合マスタープラン、都市開発マスタープラン）、既存事業、課題
- (5) 統合マスタープランにおける優先プロジェクトの整理、提案
- (6) (5) を踏まえた、優先プロジェクトにおける ODA 事業の選定、提案
- (7) (6) で選定された事業を通じたダナン市開発コンセプト、ODA 事業の検討、提案
- (8) 実施体制、手法の検討
- (9) 結論

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：都市開発及び運輸交通に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、現地調査の効率的、合理的な実施を目的として、積極的なローカルリソース活用の検討を歓迎します。現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能でありますので、ご留意ください。

(1) 特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。

(2) ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（本章「3. 業務従事者の条件」参照）。

(3) ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市開発
- 交通計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市開発）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国および先進国における都市開発業務
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 交通計画】

- a) 類似業務経験の分野：途上国及び先進国における交通計画業務
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年4月より業務を開始し、2021年12月中のファイナル・レポート提出を想定している。

プロポーザル作成にあたっては、第2章「4. 調査の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約19人月（M/M）（現地：11、国内：8）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市開発（2号）
- ② 社会経済開発
- ③ 交通計画（3号）
- ④ 都市計画
- ⑤ 経済分析
- ⑥ PPP/資金計画
- ⑦ 防災
- ⑧ 感染症
- ⑨ 環境社会配慮

- (3) 現地再委託
想定していません。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 報告書作成費
翻訳費（和文/英文⇒越文） 300千円
（なお、越国においては、多くの政府文書が英文化されていることから、越文資料の翻訳費（一般業務費（資料等作成費））は、定額計上の対象とはしない。）

➤
(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。税抜き金額は千円未満切り捨てとし、消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）

- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

また、全渡航回数は20回程度を想定していますが、適切な渡航回数（各業務従事者の渡航回数の総計）は、競争参加者が提案してください。

東京⇄ハノイ（ベトナム航空）
東京⇄ダナン（ベトナム航空）

- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) ダナン市都市開発マスタープラン調査
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12014908_01.pdf
- (2) ダナン市における持続的・統合的な都市開発に係る情報収集・確認調査
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000026543.pdf>
- (3) ダナン市都市交通改善プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1103497/index.html>

- (4) ベトナム国運輸交通開発戦略調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000001919.html>
- (5) ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253532.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253533.html>
- (6) ベトナム国南北高速鉄道情報収集・確認調査ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041715.html>
- (7) ベトナム国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査
https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_123_12323861.html

以下調査は現在実施中の為、共有可能な報告書が作成され次第共有予定。

- (1) ダナン市リエンチュウ港開発に係る情報収集・確認調査
- (2) 持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市開発</u>	(34)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制		8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>交通計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | | |
|--------|---|--|----|
| 1 業務名称 | ベトナム国ダナン市における持続的で強靱な都市開発に関する情報収集・確認調査（QCBS） | | |
| 2 業務地 | 〇〇〇〇 | | |
| 3 履行期間 | 2000年〇〇月〇〇日から
2000年〇〇月〇〇日まで | | |
| 4 契約金額 | 円 | | |
| | （内 消費税及び地方消費税の合計額 | | 円） |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 東南アジア大洋州部東南アジア第三課の課長
- （2）分任監督職員： なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （２）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

（部分払）

第5条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （１）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
（２）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示すとおりとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。